

コミュニティセンター・児童館 臨時休館

ゆう 友 せいぶ (☎ 42 - 2030)
小 牧 児 童 館 (☎ 77 - 0906)
ふらっとみなみ (☎ 77 - 1375)

施設の定期清掃、設備の点検などのため臨時休館
します。

とき	ところ
3月4日(水)	西部コミュニティセンター・西部児童館
3月13日(金)	小牧児童館
3月17日(火)	南部コミュニティセンター・小牧南児童館

カラスの営巣による 停電事故防止のお願い

中部電力 小牧営業所 (☎ 0120 - 929 - 580)

カラスがハンガーなどで作った巣が原因で停電す
ることがあります。電柱にカラスの巣を発見したら
近くの中部電力へご連絡ください。



消費税率引き上げ対策プレミアム付 商品券の利用期限にご注意ください!

商工振興課 (☎ 76 - 1112)

消費税率引き上げ対策として市が発行したプレミ
ウム付商品券の利用期限は、3月31日(火)までです。
期限を過ぎると利用できなくなりますので、お早
めにご利用ください。

事業者のみなさんへ はじめていますか?受動喫煙対策

春日井保健所 (☎ 31 - 2188)

改正健康増進法が令和2年4月から全面施行さ
れ、飲食店やオフィス・事業所など、多くの人が利
用する全ての施設において原則屋内禁煙となるほ
か、20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁
止されます。

令和2年4月1日時点で既に営業している小規
模な飲食店は、経過措置として店内での喫煙を可能
とすることも選択できます。経過措置の適用を受け
る場合は、標識を掲示し、管轄の保健所へ届出を行っ
てください。

また、喫煙室設置などに対する助成制度もありま
す。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▶愛知県受動喫煙防止対策
ウェブサイト



市からの お知らせ

3月は自殺対策強化月間です

保健センター (☎ 75 - 6471)

3月は、季節の変化、生活環境の変化など目ま
ぐるしい季節です。この時期にこころの健康を崩
してしまう人も少なくありません。

自殺対策基本法では、例年月別の自殺者数の最
も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実
現に向け、市では2月13日午後3時~4時にラピ
オで「自殺予防街頭啓発キャンペーン」を実施し
ました。

一人で悩んでいると、他の解決策が見出せなく
なってしまう状態に陥ってしまうことがあります。
またそんなときは、いろいろな人の支援を自ら手
放してしまうこともあります。

人は人と話すことで気持ちの整理ができたり、
心がスッと楽になったりします。

自分のこころの声に耳を傾け、ぜひその声を聞
かせてください。

~あなたのこころの声を聞かせてください~

- 健康相談：保健センター ☎ 75 - 6471
- メンタルヘルス相談：春日井保健所 ☎ 31 - 0750
- あいちこころほっとライン365 ☎ 052 - 951 - 2881
- いのちの電話 ☎ 052 - 931 - 4343

▶検索してみてください

- その他、相談内容に応じた窓口は「こころの相
談窓口 小牧市」
- 自分のこころの状態を知りたいなら「こころの
体温計」
- SNS相談については「SNS相談 厚生労働省」
- インターネット相談「いのち
の電話インターネット相談」
- 働くあなたへ…「[こころの
耳] 電話相談 厚生労働省」



3月11日(水)はコンビニでの証明書 交付サービスが利用できません

市民課 (☎ 76 - 1121)

3月11日(水)は機器のメンテナンスのため、コン
ビニでの証明書交付サービスが利用できませんので
ご注意ください。

市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

- 国民健康保険税 (第 10 期)
- 普通徴収介護保険料 (第 9 期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第 8 期)

納期限 3月31日(火)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落としとして納付していただけます。

※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。

■休日の納付窓口および納付相談

とき 3月8日(日)

午前8時 30分～午後5時 15分

ところ 本庁舎2階

※3月22日(日)は庁舎2階改修工事のため、
休日納税相談はお休みです。

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

■休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始除く)

午前8時 30分～午後5時 15分

ところ 本庁舎1階 市民課

定例相談の「受付時間変更」

市民安全課 (☎ 76 - 1120)

「不動産相談」、「土地建物測量・相続・贈与・登記相談」、「住宅無料相談」、「成年後見・相続遺言等の利用支援と書類作成の相談会」、「相続・遺言手続相談」の受付時間について4月から変更します。

■変更内容 相談の受付時間

正午まで→午前11時30分まで

午後4時まで→午後3時30分まで

※「広報こまき」毎月1日号に掲載の定例相談一覧表をご確認ください。

なお、税の相談については税務署になります。

引っ越しの際は住所の異動手続き を忘れずに!

市民課 (☎ 76 - 1122)

住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

・転出する方 転出前に転出届を提出してください。

・転入した方 転入した日から14日以内に転入届を提出してください。

・市内転居 転居した日から14日以内に転居届を提出してください。

マイナンバーカード・通知カードの住所変更も忘れずに!
※「通知カード」は、令和2年中に廃止が予定されています。廃止されると、通知カードの住所変更などの手続きはできなくなります。「通知カード」の住所変更などがお済みでない方は、早めに行ってください。

消費者トラブル情報



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン

小牧市消費生活センター
(☎ 76 - 1119) 月～金曜日 ※閉庁日を除く
午前10時～正午、午後1時～4時30分

賃貸住宅の契約や退去には注意!

春は、進学や就職などをきっかけに新生活が始まる季節です。一人暮らしを考えている方もいるのではないのでしょうか? 部屋を借りるとき、退去するとき、トラブルにならないよう次のポイントに注意しましょう!

■部屋を借りるとき

ネット上の情報はあくまで参考とし、建物・部屋・設備・周辺環境・交通などは、必ず現地に行つて自分の目で確認し、判断しましょう。
・物件を契約する際は、物件状況や取引条件など重要な事項についての説明(重要事項説明)を受けて、慎重に判断し、契約内容を理解・納得してから契約しましょう。

■部屋を退去するとき

賃貸借契約で一番多いトラブルは、建物を明け渡す際の原状回復費用をめぐるものです。入居中に不注意で付けた傷や汚れの補修費用等は借主の負担ですが、経年変化や通常の使用による損耗については借主に負担義務はないとされています。入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分がつけたものではないことを証明するため、日付を入れた写真で残しておきましょう。

少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター、または「☎188(いやや)」(消費者ホットライン)にご相談ください。

小牧市人口ビジョン（案）および 第2期小牧市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（案）に係る意見募集

秘書政策課（〒485-8650 住所不要、
☎76-1105、FAX 71-3138
✉ hishoseisaku@city.komaki.lg.jp）

市では人口減少克服と地方創生の実現を図るため、平成27年度に人口の将来展望などを示す「小牧市人口ビジョン」と「小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。現総合戦略が本年度で計画期間を終えることから、引き続き地方創生の充実・強化を図るため、「小牧市人口ビジョン」の改訂および「第2期小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めています。この「人口ビジョン（案）」および「第2期総合戦略（案）」について、市民の皆さんから意見を募集します。

■ 提出方法

3月10日(火)から4月8日(水)（必着）までに、所定の用紙（閲覧場所または市ホームページに用意）に意見、住所、氏名を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接秘書政策課

■ 意見の取扱い

提出された意見は、その概要および意見に対する市の考え方などをホームページなどで公表します。なお、意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるようなものについては、意見として取り扱いません。

■ 閲覧場所

市ホームページ、秘書政策課（本庁舎5階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

小牧市都市計画マスタープランを 改定しました

都市計画課（☎76-1155）

都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、地域別のまちづくり方針を定めた都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

このたび、2030年までの10年間の計画期間とした小牧市都市計画マスタープランの改定を行いましたのでお知らせします。

■ 閲覧場所

市ホームページ、都市計画課（東庁舎2階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ

小牧市ごみ処理基本計画（案） パブリックコメント実施結果

ごみ政策課（☎76-1187）

■ 実施結果

意見提出人数：1人 意見：1件
うち意見として取り扱う人数および意見：1人、1件

■ 閲覧期間

3月2日(月)～6月1日(月)

■ 閲覧場所

市ホームページ、ごみ政策課（本庁舎2階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

第三次小牧市環境基本計画（案） パブリックコメント実施結果

環境対策課（☎76-1181）

■ 実施結果

意見提出人数：1人 意見：1件
うち意見として取り扱う人数および意見：1人、1件

■ 閲覧期間

3月2日(月)～6月1日(月)

■ 閲覧場所

市ホームページ、環境対策課（本庁舎2階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

史跡小牧山保存活用計画（案） に係る意見募集

小牧山課（〒485-8650 住所不要、
☎76-1623、FAX 75-8283
✉ komakiyama@city.komaki.lg.jp）

■ 意見募集の趣旨

史跡小牧山の整備等は、平成11年に策定した『史跡小牧山整備計画基本構想』に基づいて行ってきました。

今後も貴重な文化財である史跡小牧山を守り、後世に伝えていくために、改めて史跡小牧山の歴史的価値を明らかにし、現状を把握した上で、適切な保存管理、活用、整備等について方向性を定める史跡小牧山保存活用計画の策定を進めていますので、市民の皆さんから意見を募集します。

■ 意見の提出方法

3月15日(日)（必着）までに、所定の用紙（閲覧場所、市ホームページに用意）に住所、氏名、意見を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接小牧山課

■ 閲覧場所

市ホームページ、小牧山課（本庁舎3階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、東部・味岡・北里の各市民センター
※閉庁時は、市ホームページのみの閲覧となります。

